

千代田区議会政務活動費交付額等審査会

平成28年2月23日(火)
午前10時00分～
8階第1委員会室

- 1 開会 [進行：区議会事務局長]
千代田区議会議長
- ・あいさつ
 - ・審査会委員自己紹介

2 議題

- (1) 審査会について 区議会事務局次長
- (2) 正副会長互選 [進行：会長選出後、会長]
会長・副会長
- ・あいさつ
- (3) 諮問 千代田区議会議長
- (4) 諮問内容、政務活動費について 区議会事務局次長
- ・説明
 - ・質疑応答
- (5) その他

3 閉会

[配 付 資 料]

- ・千代田区議会政務活動費交付額等審査会 資料
 - ① 千代田区議会政務活動費の交付に関する条例
 - ② 使途基準注意事項・申し合わせ事項等
 - ③ 千代田区議会政務活動費の交付に関する規則
 - ④ 千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程
 - ⑤ 政務活動費について
- ・資料1 千代田区議会政務活動費交付額等審査会 委員名簿
- ・資料2 千代田区議会 会派構成
- ・資料3 政務活動費に係る自治省通知

千代田区議会政務活動費交付額等審査会 資料

1	千代田区議会政務活動費の交付に関する条例	1～9 ページ
2	使途基準注意事項・申し合わせ事項等	10 ページ
3	千代田区議会政務活動費の交付に関する規則	11～21 ページ
4	千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程	22～24 ページ
5	政務活動費について	25～26 ページ

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例

(平成 25 年 2 月 28 日 条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、千代田区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、千代田区議会の会派に関する規程（平成 13 年議会議長訓令第 2 号）第 2 条に定める会派（以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 15 万円を乗じて得た額を各会計年度の四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の 10 日（その日が千代田区の休日を定める条例（平成元年千代田区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に定める千代田区（以下「区」という。）の休日に当たる場合は、その直後の区の休日でない日）に交付する。

6 議長は、議員の一般選挙後、新たに会派が結成されたときは、第 3 項の規定

にかかわらず、任期の始まる月の属する四半期分の政務活動費について月割りで交付するものとする。この場合において、任期の始まる月の政務活動費については、第1項の規定にかかわらず、申請日における所属議員数を基準として交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 一の四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、議長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が一の四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 経理責任者は、当該会派の政務活動費を管理し、その収支を常に明らかにしなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、各四半期が終了する月の翌月末までに、領収書等の原本及び会計帳簿の写しを添付した各四半期の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（別記第1号様式。以下「中間収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。ただし、第4四半期に

については、当該四半期の属する年度の翌年度4月20日までに提出するものとする。

- 2 会派の代表者は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（別記第2号様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。
- 3 議員の任期が満了したとき又は政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、会派の代表者であった者は、任期満了日又は解散した日の属する四半期中に係る中間収支報告書及び収支報告書を、議員の任期が満了した場合にあっては任期満了日の属する月の翌月20日までに、会派が解散した場合にあっては解散の日から20日以内に、議長（議長が選出されていない場合は、区議会事務局長）に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 議長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

（収支報告書等の保存）

第9条 議長は、第7条の規定により提出された中間収支報告書及び収支報告書を千代田区議会事務局公文書管理規程（平成12年議会議長訓令第8号）に基づき保存しなければならない。

（議長及び議員の責務と透明性の確保）

第10条 議長は、この条例に定める政務活動費が適正に執行され、議員の政務活動の実態に即したものとなるよう、常に本制度の改善に努めるとともに、第7条の規定により提出された中間収支報告書及び収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に努めなければならない。

- 2 議長は、少なくとも3年に1回、政務活動費の交付額を見直さなければならない。
- 3 議長は、前項の見直しをするときは、別に定める方法により意見聴取等を行

った上で、議会運営委員会に諮り決定しなければならない。

- 4 議長は、前項の決定をした場合において、千代田区長に対して、決定した内容を書面により通知しなければならない。
- 5 議員は、この条例により会派に交付される政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保に努めなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
(千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例の廃止)
- 2 千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例（平成 13 年千代田区条例第 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査研究費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

費目	使 途 内 容	使途禁止事項
人件費	政務活動を補佐し、又は補助するための人的経費	家族又は日常的な事務員の雇用
会議費	政務活動のために必要な外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議
視察・研修費	視察、研修会又は報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）	所属政党の研修会又は大会
通信費	1 会派に関するもの 固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費 2 議員に関するもの 2回線以上保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている1回線に係る経費及びインターネットに係る経費	
交通費	タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃、航空運賃等の移動に係る経費	自家用車のガソリン代、有料道路利用料又は駐車料金
印刷費	政務活動報告書その他政務活動に必要な資料の複写又は印刷に係る経費	
消耗品費	文房具、コピー用紙、インク、トナー、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録媒体をいう。以下同じ。）等の消耗する物品に係る経費	
備品費	パソコン、プリンター、ファクシミリ、カメラ、事務機器等で1物品が100,000円以上のものの購入に係る経費	
図書・資料費	新聞、書籍、資料、電磁的記録媒体等の購入に係る経費	所属政党が発行する新聞
レンタル・リース費	レンタル又はリース契約により物品を一定期間賃借するための経費	日常的に使用する自動車、バイク等
課題別経費	会派が個々具体的な課題解決に向け調査し、又は研究するための経費（この表に規定する費目及び使途内容に基づく経費に限る。）	
他の項目に属さない経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費	

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名

代表者

印

政務活動費中間収支報告について

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定に基づき、 月
から 月までの中間収支について、下記のとおり報告します。

記

1 中間収支報告書 別紙のとおり

別記第2号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名
代表者 印

年度政務活動費収支報告について

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例第7条に基づき、下記のとおり年度政務活動費の収支を報告します。

記

1 年間収支

- (1) 交付額
- (2) 執行額
- (3) 不用額

2 期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 政務活動費収支報告書 別紙のとおり

別表（第5条関係） 政務活動費を充てることができる経費の範囲			使途基準注意事項・申し合わせ事項等						
費目	使途内容	使途禁止事項							
人件費	政務活動を補佐し、又は補助するための人的経費	家族又は日常的な事務員の雇用	①領収書又は会派会計責任者の支払い証明書がないものは、支出の証明ができないため、政務活動費として支出することはできないこと（18.12） ②領収書の宛名が会派や議員名と違うものは、政務活動費として支出することはできないこと（18.12） ③会派内で収支報告書を点検し、支出内容が適正か確認すること（25.3） ④可能な限り、レシートや明細書を添付すること（25.3） ①勤務日や時間を記入すること（14.4） ②出勤簿も備えること（14.4） ③勤務内容も明確にすること（14.4） ④交通費を支給する場合は、交通費も含めて一括人件費として取り扱うこととする（13.12）						
会議費	政務活動のために必要な外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議	①参加人数を記載すること（13.12） ②会議内容を記載すること（14.4） ③飲食費が一人5,000円を超えた場合、その理由を記載すること ④会議に不向きな場所での打合せ等は、打合せそのものの事実を問われかねないため、政務活動費の対象外とすること（18.12） ⑤後援会等にかかわる経費は当該団体が負担すべきものであるため、後援会で使用した茶菓代は政務活動費の対象外とすること（18.12） ⑥同窓会年会費は政務活動費の対象外とすること（18.12）						
視察・研修費	視察、研修会又は報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）	所属政党の研修会又は大会	①視察に係る経費は、全てこの費目で支出すること（13.12） ②視察の経費は、実費額とすること（14.8） ③視察先及び研修会での講師又は協力者への謝礼は、区の講師謝礼支出基準を参考とすること。ただし、基準に当てはまらない場合は、その理由を明確に記載すること（14.8） ④講師謝礼には、交通費や宿泊費も含めることができること（14.8） ⑤手土産持参の場合には、調査訪問先及び調査項目等を記載すること（22.5） ⑥視察の日程や目的等を記載又は添付すること（25.3）						
通信費	1 会派に関するもの 固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費 2 議員に関するもの 2回線以上保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている1回線に係る経費及びインターネットに係る経費		①電話・ファクシミリ・インターネットに係る料金は、会派又は自宅に限ること（14.8） ②携帯電話料金、切手・葉書等の郵便料金、宅急便等の発送に係る料金 ③電話・ファクシミリ・インターネットは、議員本人が使用すること（家族の使用は、不可）（14.8） ④携帯電話料金は7割を上限として按分すること（22.5） ⑤ホームページの作成及び保守に係る料金は、ホームページの内容に基づき按分すること（22.5） <table border="1" data-bbox="1427 898 2861 1016"> <tr> <td>ホームページ等の内容</td> <td>政務活動費として支出できる額</td> </tr> <tr> <td>専ら政務活動の場合</td> <td>経費の全額</td> </tr> <tr> <td>政党活動・選挙活動・後援会活動・私的活動が混在する場合</td> <td>経費のうち合理的に説明できる割合または1/4を上限とする適切な額</td> </tr> </table> ⑥郵券購入の際は、主な送付物を記載すること（25.3）	ホームページ等の内容	政務活動費として支出できる額	専ら政務活動の場合	経費の全額	政党活動・選挙活動・後援会活動・私的活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合または1/4を上限とする適切な額
ホームページ等の内容	政務活動費として支出できる額								
専ら政務活動の場合	経費の全額								
政党活動・選挙活動・後援会活動・私的活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合または1/4を上限とする適切な額								
交通費	タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃、航空運賃等の移動に係る経費	自家用車のガソリン代、有料道路利用料又は駐車料金	①鉄道等の利用で自動券売機等で購入した場合に限り、領収書は必要ないものとする（13.12） ②交通機関利用の場合は、乗降地及び目的を記載すること（14.8） ③タクシー利用の場合は、その必要性も記載すること（25.3） ④Suica（スイカ）・PASMO（パスモ）等を利用する際は、使用履歴を添付すること（22.5）						
印刷費	政務活動報告書その他政務活動に必要な資料の複写又は印刷に係る経費		①外注で政務活動報告やチラシ等を作成した場合は、完成品を添付すること（14.8） ②後援会等にかかわる経費は当該団体が負担すべきものであるため、後援会ニュースの作成経費は政務活動費の対象外とすること（18.12） ③名刺の印刷経費は政務活動費の対象外とすること（判例による）						
消耗品費	文房具、コピー用紙、インク、トナー、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録媒体をいう。以下同じ。）等の消耗する物品に係る経費		①購入品名及び数量をすべて記載すること（13.12、25.3） ②領収書には、購入物品の内訳を記載すること（18.12） ③本人又は家族の経営するお店からの物品購入は、第三者から誤解を受けかねないため、政務活動費の対象外とすること（18.12） ④日常的に使用する自転車の修理代金は政務活動費の対象外とすること（18.12）						
備品費	パソコン、プリンター、ファクシミリ、カメラ、事務機器等で1物品が100,000円以上のものの購入に係る経費		①購入品名を記載すること（13.12） ②備品台帳を備え、会派解散時は議長に返還すること（14.4） ③備品の償却年数は4年とすること（14.8） ④備品は1物品100,000円以上とすること（規則事項）（22.5）						
図書・資料費	新聞、書籍、資料、電磁的記録媒体等の購入に係る経費	所属政党が発行する新聞	①購入図書・資料名を記載すること（13.12） ②所属政党の新聞、雑誌の購入は政務活動費の対象外とすること（18.12） ③5大紙などの商業新聞は、一般的にどこの家庭でも購読しており、社会通念上の観点から、特に政務活動費としての支出は認めない（18.12） ④週刊誌類は、購入した目的（記事の内容）を記載すること（25.3）						
レンタル・リース費	レンタル又はリース契約により物品を一定期間賃借するための経費	日常的に使用する自動車、バイク等	①借り上げの目的又は内容を記載すること（14.4） ②事務所経費は、当面、政務活動費の対象外とすること（13.12） ③所属政党からの宣伝カーの借上げ料及び印刷機借上げ使用料は、第三者から見て誤解を生じるため、政務活動費の対象外とすること（18.12）						
課題別経費	会派が個々具体的な課題解決に向け調査し、又は研究するための経費（この表に規定する費目及び使途内容に基づく経費に限る。）		①上記注意事項に基づき支出すること（14.8） ②課題別に取り組んだ期間を記入すること（14.8）						
他の項目に属さない経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費		①事由と内容を記載すること（14.4） ②お祝い、香典等の慶弔費は、政務活動費の対象外とすること（13.12） ③団体への賛助金は政務活動費の対象外とすること（18.12） ④新聞折込の経費は、この費目で支出すること（25.3）						

※「使途基準注意事項・申し合わせ事項等」中、施行月が「25.3」となっているものについて、適用は平成25年4月1日からとする。

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則

(平成 25 年 2 月 28 日 議会規則第 1 号)

改正 平成 25 年 8 月 29 日議会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年千代田区条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、各四半期の最初の月の 5 日までに政務活動費交付申請書（別記第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに政務活動費交付変更申請書（別記第 2 号様式）を議長に提出しなければならない。

3 一の四半期の途中で、新たに会派を結成したときは、速やかに第 1 項に規定する交付申請書を議長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 議長は、前条第 1 項及び第 3 項の規定により申請のあった会派については、交付すべき四半期分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に交付決定通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとし、前条第 2 項の規定に基づき変更申請のあった会派については、交付変更決定通知書（別記第 4 号様式）により当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、前条の規定により交付決定通知書を受けたときは、速やかに、区長に対し請求書（別記第 5 号様式）を提出するものとする。

(政務活動費の返還)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による政務活動費の返還の請求は、政務活動費返還請求書（別記第 6 号様式）によるものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定により政務活動費を返還する場合は、政務活動費返還書（別記第7号様式）によるものとする。

3 会派の代表者は、条例第8条に規定する残余の額を返還する場合は、政務活動費残余返還書（別記第8号様式）によるものとする。

（関係書類の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出に係る書類について、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（政務活動費交付額見直しに関する通知）

第7条 条例第10条第4項に規定する通知は、別記第9号様式により行うものとする。

（その他）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例施行規則の廃止）

2 千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例施行規則（平成13年議会規則第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前に条例附則第2項の規定による廃止前の千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例により交付された政務調査研究費については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名
代表者

印

政務活動費交付申請書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、政務活動費を下記のとおり交付請求します。

記

1 請求分 年度第 四半期分
(年 月～ 月分)

2 請求金額 金 円
(内訳) 円× 人分×3ヵ月

別記第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名
代表者

印

政務活動費交付変更申請書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、政務活動費を下記のとおり交付請求します。

記

- 1 変更年月日 年 月 日 付
- 2 変更分 年度第 四半期分
(年 月～ 月分)
- 3 既受領済額 金 円
(内訳) 円× 人分× 3カ月
- 4 請求額 円
- 5 請求内訳

	変更後	変更前	請求額
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
合計	金 円	金 円	円

別記第3号様式（第3条関係）

千区議会収第 号
年 月 日

会派代表者氏名 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定しましたので、千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 決定額 金 円
(内訳) 円× 人分×3カ月

2 決定内訳

月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分

別記第4号様式（第3条関係）

千区議会収第 号

年 月 日

会派代表者氏名 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付変更について下記のとおり決定しましたので、千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 変更決定額 金 円

(内訳) 円× 人分×3カ月

2 変更決定内訳

月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分

別記第5号様式（第4条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月分の政務活動費として請求いたします。

千代田区長 殿

年 月 日

住所

会派代表者名

印

下記口座にお振り込みください。

（区役所内指定金融機関の窓口での支払を希望する場合は空欄とすること。）

振込先金融機関

		銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店
預金 種目			口座 番号		
フリガナ					
口座名義					

備考 この請求書を提出する際は、政務活動費交付決定通知書の写しを添付すること。

別記第6号様式（第5条第1項関係）

千区議会収第 号
年 月 日

会派代表者氏名 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費返還請求書

年 月 日付の変更申請に伴い、千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第5条第1項の規定により、政務活動費の返還を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円
(内訳) 円× 人分× カ月

2 請求内訳

	変更後	変更前	請求額
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
合計	金 円	金 円	円

別記第7号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名

代表者

印

政務活動費返還書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第5条第2項の規定により、政務活動費を下記のとおり返還します。

記

1 返還額	金	円
	(内訳)	円× 人分× カ月

別記第8号様式（第5条第3項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名

代表者

印

政務活動費残余返還書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第5条第3項の規定により、政務活動費を下記のとおり返還します。

記

1 残余返還額 金 円

2 残余返還額の内訳 政務活動費収支報告書のとおり

別記第9号様式（第7条関係）

千区議会収第 号
年 月 日

千代田区長 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費の交付額について（通知）

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第7条の規定により、政務活動費の交付額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定事項

千代田区議会政務活動費交付額等審査会 に関する規程

(平成14年1月30日 議会議長訓令第1号)

改正 平成25年2月28日議長訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年千代田区条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する政務活動費の額（以下「交付額」という。）について、条例第10条第2項及び第3項に規定する見直しを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(平25議長訓令・一改)

(設置)

第2条 前条の交付額の見直しについて、議長の意見聴取機関として、千代田区議会政務活動費交付額等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(平25議長訓令・一改)

(意見の聴取)

第3条 議長は、交付額の見直しを行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び区民のうちから、議長が任命する。

3 委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、議長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと判断した場合は、非公開とすることができる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、議長の求めに応じ、交付額に関する審査を行い、議長に意見を述べるものとする。

- 2 審査会の審査事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 交付額に関すること。
 - (2) 政務活動費を充てることができる経費の範囲に関すること。
 - (3) その他議長が政務活動費で必要と認める事項に関すること。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、政務活動費に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、審査会は、必要に応じて当該公文書を分類し、又は整理した資料の提出を求めることができる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、各会派の会計責任者等から政務活動費の支出内容の説明を求めることができる。
- 5 前項の説明要求は、議長を経由して行うものとする。

(平25議長訓令・一改)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日 議長訓令第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会に関する規程の規定に基づく千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会委員（以下、「旧委員」という。）である者は、この訓令による改正後の千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程の規定に基づき千代田区議会政務活動費交付額等審査会委員に任命されたものとみなし、その任期は、旧委員の任期の残任期間とする。

政務活動費について

事 項	説 明	根拠条文
1 政務活動費	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する	条例第1条
2 交付対象	会派に対して交付する (一人で結成する会派を含む)	条例第2条
3 交付額	各月1日における当該会派の所属議員数に月額15万円を乗じて得た額	条例第3条
4 交付の方法	各四半期の最初の月の10日に、当該四半期に属する月数分を交付する	条例第3条
5 使途範囲	会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費	条例第5条
6 収支報告	会派の代表者は、各四半期が終了する月の翌月末までに、領収書等の原本及び会計帳簿の写しを添付した各四半期の政務活動費に係る「中間収支報告書」を議長に提出しなければならない 前年度の交付に係る政務活動費については、毎年4月20日までに、政務活動費に係る「収支報告書」を議長に提出しなければならない	条例第7条
7 残余の返還	議長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度の交付総額から、当該会派がその年度に条例の使途範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、残余額の返還を命ずる	条例第8条
8 交付額の見直し	議長は、少なくとも3年に1回、政務活動費の交付額を見直さなければならない。	条例第10条

条例：千代田区議会政務活動費の交付に関する条例

規則：千代田区議会政務活動費の交付に関する規則

政務活動費 収支報告書等の提出期日について

	提出書類	提出期日		根拠条文・様式
交付申請	○政務活動費 交付申請書	第1四半期	4月5日	(規則第2条) 別記第1号様式
		第2四半期	7月5日	
		第3四半期	10月5日	
		第4四半期	1月5日	
交付決定	(政務活動費 交付決定通知書)	(議長は、交付すべき四半期分の交付額を決定し、交付決定通知書により通知する)		(規則第3条) 別記第3号様式
交付	○請求書 ○政務活動費 交付決定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の代表者は、交付決定通知書を受けたときは、速やかに、区長に対し請求書を提出する ・政務活動費は交付月の10日に交付する 		(規則第4条) 別記第5号様式 (条例第3条)
収支報告	【中間収支報告】 ○政務活動費 中間収支報告について ○政務活動費 中間収支報告書 ○領収書等原本 ○会計帳簿の写し	第1四半期	7月末	(条例第7条) 別記第1号様式
		第2四半期	10月末	
		第3四半期	1月末	
		第4四半期	4月20日	
	【収支報告】 ○政務活動費 収支報告について ○政務活動費 収支報告書	4月20日		(条例第7条) 別記第2号様式

※ 新たな会派の結成や所属議員の異動による変更申請書等については、事由の発生した時点で、速やかに届け出ください。

千代田区議会政務活動費交付額等審査会 委員名簿

(平成28年2月23日)

■千代田区議会政務活動費交付額等審査会委員 (5名)

(50音順)

役職	氏名 (ふりがな)	肩書	備考
委員	上村 友子 (うえむら ともこ)	民生・児童委員	
委員	竹内 省介 (たけうち しょうすけ)	千代田区連合町会長協議会会長	
委員	民谷 嘉輝 (たみたに よしてる)	元 東京都議会局 調査部長	
委員	廣瀬 克哉 (ひろせ かつや)	法政大学法学部教授	
委員	本多 教義 (ほんだ みちよし)	弁護士	

任期：平成27年12月17日から3年間 (平成30年12月16日まで)

千代田区議会 会派構成

◎ 幹事長、○ 副幹事長、△ 幹事、◇ 経理責任者

会 派 名	人 数	氏 名 ・ 役 職	
自由民主党議員団	10	◎ 嶋崎 秀彦	○ 桜井 ただし
		○ 内田 直之	△ 山田 丈夫
		◇ 小林 やすお	戸張 孝次郎
		松本 佳子	永田 壮一
		池田 ともり	大坂 隆洋
自由民主党 新しい千代田	4	◎ たかざわ 秀行	◇ はやお 恭一
		林 則行	河合 良郎
日本共産党区議団	3	◎ 木村 正明	◇ 牛尾 耕二郎
		飯島 和子	
ちよだの声	2	◎ 小枝 すみ子	◇ 小林 たかや
千代田を紡ぐ会・民主	2	◎ 寺沢 文子	◇ 岩佐 りょう子
公明党議員団	2	◎ 大串 ひろやす	◇ 米田 かずや
維新・クリーン千代田	2	◎ 岩田 かずひと	◇ 秋谷 こうき

地方自治法改正の施行通知について

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

（平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 32 号、各都道府県総務部長、議会事務局長宛、自治省行政課長）

平成 12 年 5 月 31 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）の施行については、平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 31 号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 国会に対する議会の意見書の提出に関する事項

国会への意見書の具体的提出方法については、衆議院事務局及び参議院事務局からの要請を踏まえて上で、別途、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会から、普通地方公共団体（以下「団体」という。）及び特別区の議会の各議長あて通知される予定であるので留意すること。

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

- (1) 今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。
- (2) 政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。
- (3) 政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和 39 年 5 月 28 日付け自治給第 208 号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見を求めるなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。
- (4) 従来、都道府県において政務調査費と同趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成 13 年 4 月 1 日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

3 常任委員会の数の制限の廃止に関する事項

常任委員会に係る条例の制定又は改廃にあたっては、常任委員会制度が広汎かつ多岐にわたり、専門化、技術化している団体の事務を合理的、能率的に調査又は審議するために設けられたものであることに十分配慮し、濫設等の批判を招くことがないよう留意すること。

（出典：議員・職員のための 議会運営の実際 17（自治日報社））